

KOASTAL JUNIOR ACADEMY規約

第一章 総則

第1条(名称)

KOASTAL JUNIOR ACADEMY(コースタルジュニアアカデミー)

第2条(所在)

神奈川県藤沢市葛原937-3
KOASTAL BIKE PARK(以下「当施設」という)

第3条(目的)

KOASTAL JUNIOR ACADEMY(以下「本アカデミー」という)は、BMX及びマウンテンバイクの普及・競技レベル向上、指導者の育成・キッズ世代の練習環境の改善に努めると共に自転車競技を通じて、心身ともに健全な育成を図り、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条(運営・管理)

本アカデミーの運営・管理は、KOASTAL(以下、「当方」という)がおこなう。

第二章 会員

第5条(会員)

本アカデミーが入会に適すると認めた者を会員とする。

第6条(会員種別)

会員は、正会員、準会員に区分する。

第7条(入会資格)

本アカデミーの会員は、次の各号のすべてに適合する者に限る。

1. 本アカデミーの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
2. 競技に耐えうる車体(BMXもしくはマウンテンバイク)、ヘルメットを所有していること。
3. BMX及びマウンテンバイクが怪我のリスクを伴うスポーツである事を理解の上、本アカデミーの活動に参加することに同意した者。
4. 中学校3年生以下で、入会に際し保護者の同意を得た者。
5. 心身ともに健康で、医師等により運動を禁じられていないこと。
6. 向上心があり、本アカデミーの活動を継続する意志のある者。
7. 本アカデミーの入会セレクション(以下、「セレクション」という)に合格、もしくは講師からの推薦を受け、本アカデミーが認めた者。ただし、準会員はその限りではない。
8. 反社会的な団体等の関係者ではないこと。
9. その他、本アカデミーが別途定める入会条件を満たしている者。

第8条(セレクション)

1. 本アカデミーの正会員となることを希望される者は、セレクションに参加し、止むを得ない事情を除き、合格者は必ず入会することとする。
2. セレクションは、ライディングスキルだけでなく、レッスンの取り組み方等も含め、総合的に判断し合否を決定するものとする。
3. セレクションの合否は、セレクション後1週間以内に通知するものとし、合否結果に関する意見及び質問には一切応じないものとする。
4. セレクションは、本アカデミーの定員に空きがある場合にのみ開催とし、その場合は、当方のInstagramもしくはホームページにて告知するものとする。
5. セレクションの詳細は、本アカデミーが別途定めるものとする。

第9条(入会契約の締結及び手続き)

本アカデミーの入会資格を得た者は、所定の申し込み手続きをおこない、本アカデミーが定める入会金を納入することとする。なお、ご契約時に選択したプランは、各種お手続きがない限り自動継続とする。

第10条(登録更新)

1. 次年度への在籍登録は自動更新とし、更新手数料(3,300円)を4月分の月会費と一緒に支払うものとする。
2. 次年度の入会希望者が募集人数を上回った場合は、既存の会員も含めてセレクションを行うものとする。
3. 中学校を卒業の際には自動退会となる。

第11条(入会金)

入会金は、本アカデミーが別途定めた金額とし、入会時に支払うものとする。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返還しない。また、本アカデミーの会員資格を失うまで有効とし、退会時には返還しないものとする。

第12条(月会費)

1. 会員は月会費を入会月より、1ヶ月ごとに納入するものとし、本アカデミーが使用するクレジット決済システム「Square」にクレジットカード情報を登録したうえで、支払わなければならない。その他方法による対応は受け付けないものとする。ただし、何らかの理由により引き落としができなかった場合は、会員は本アカデミー指定口座へ本アカデミーの指定する期限までに当該費用を振込むものとする。その際の金融機関への振込手数料は会員負担とし、誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とする。
2. 月会費は、参加プランに応じた所定の金額を毎月27日に翌月分をクレジットカードにて決済するものとする。当施設にてお手続きの場合は、初回の月会費または、上位プランに変更する場合の差額のお支払いに限り、現金での決済にも対応可能とする。
3. 一旦納入した月会費は、返還しないものとする。月途中の入会の場合も割引等はおこなわない。

第13条(ユニフォームの購入及び着用)

1. 会員は、本アカデミーが指定するユニフォームを購入し、着用しなければならない。ただし本アカデミーと関連しない活動の場合はこの限りではない。一旦納入したユニフォーム代は本アカデミーの責任に起因する不備等でない限り返還しない。
2. 会員は必要に応じて本アカデミーが指定する、その他ユニフォーム類を追加購入し、着用することが出来る。経年劣化や破損、紛失、またはサイズ変更も同様とする。また購入した商品は、他人へ販売、譲渡してはならない。ただし会員同士の譲渡はその限りではない。

第14条(諸料金の変更)

本アカデミーは、運営状況、管理負担、世の中の情勢、その他事情により、入会金、月会費、諸費用などを会員に承諾を得ることなく、変更することができるものとする。

第15条(変更事項の届出)

会員は、住所・連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には所定の方法で速やかに届け出るものとする。

第16条(休会及び復会)

1. 休会を希望される場合は、休会希望月の前月15日までに所定の方法で休会の旨を届け出なければならない。休会手続き期限を過ぎての承認はしないものとし、返金もおこなわない。
2. 傷病により休会する場合は前項の限りではなく、所定の方法で速やかに休会届を提出し、本アカデミーの承認を得るものとする。ただし当該月内に一度でもレッスン、練習会、練習試合、発表会、スキルチェック及びその他本アカデミーに関連する活動(以下、「レッスン関連活動」という)に参加済みの場合は休会を認めない。
3. 休会の期間は、原則年度内2ヶ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとする。ただし、特別な理由や会員本人の怪我などの理由で本アカデミーが休会期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。
4. 前項の定める休会期間内であれば再度入会金を納入することなく、復会することができる。
5. 休会月の月会費は原則、3,300円とする。(本アカデミーの規約に添わない場合、月会費の全額を支払わなければならない)
6. 休会中は本アカデミーの特典は無効となる。ただし、振替のレッスン関連活動への参加、選抜チーム制度、並びにスポーツ保険はその限りではない。
7. 月途中の休会でも、原則、月会費の減額及び返還はしないものとする。

第17条(退会)

1. 退会を希望される場合は、退会希望月の前月15日までに所定の方法で退会届を提出し、本アカデミーの承認を得るものとし、提出月末日をもって退会とする。当月の退会手続き期限を過ぎての当月末退会は認められず、その場合、翌月末退会となる。
2. 退会后、再度入会される場合には、改めて入会金を納入しなければならない。
3. 月途中の退会でも、会費の減額及び返還はしないものとする。

第18条(プラン変更)

1. 会員は、自己都合によりプラン変更する場合は、前月15日までに、所定の方法で手続きを申請しなければならない。ただし、上位プランに変更する場合に限り、15日以降のプラン変更を認めるものとする。また、当該月会費が決済済みの場合、プランの差額を当施設にて本アカデミーへ支払うものとする。当該月に支払い済みの追加レッスン料及び施設使用料等の差額の返金を行わない。
2. 下位プランへ変更の際の振替資格については、第24条8項に記載のとおりとする。

第19条(スポットレッスン)

本アカデミーは、会員以外のお客様も別途定める受講料を支払うことで、ビギナークラスのレッスンに限り受講することができる。ただし、混雑時は会員を優先するものとする。

第20条(会費の滞納)

1. 月会費等の支払いの確認が取れない場合、当該月のサービスを停止する。また、規定の期日に支払いいただけないことが度重なるような場合や1ヶ月以上滞納した場合には、当該会員を強制退会(除名)させることができる。
2. 強制退会となった場合でも、滞納金は免除とならない。
3. 月会費等の支払いが遅れ、本アカデミーから再請求の案内等をした際、再請求に伴う事務手数料等が発生した場合は、速やかにその費用を支払わなければならない。

第21条(強制退会)

会員(法定代理人(保護者)含む)が以下の事項に該当する場合、又は、本アカデミーの会員としてふさわしくないと判断した場合、当該会員を強制退会(除名)することができる。

1. 前条1項に当てはまる場合。
2. 本規約の事項または本アカデミーの指示に違反し、本アカデミーが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき。
3. 当施設又は本アカデミーの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合。
4. レッスン関連活動の無断欠席や遅刻等が度重なる場合、又は他のスクール生や利用者及び近隣住民への迷惑行為、スクール運営に支障を及ぼすと認識した行為を繰り返した場合。
5. 会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行う、あるいは重大な不祥事を起こした場合。
6. 前各項に基づき会員を除名した場合、本アカデミーは会員に対して何らの義務または責任も負わない。またその場合も月会費や入会金の返還は行わない。

第三章 運営・管理

第22条(休講、閉鎖)

天災地変・社会情勢の変化、その他、本アカデミーの運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、無条件で休講・閉鎖することができるものとする。

第23条(変更、中断、中止)

1. 気象状況・コースコンディション不良や運営側の都合、または感染症拡大等のやむを得ない事由が発生した場合は、定められたレッスン関連活動の日時、内容等を変更または、中断・中止することがある。その場合の連絡は、当日の朝9時頃までに、当方のInstagramストーリーズにて告知するものとする。ただし、当日の状況により個々に連絡をする場合もあるものとする。
2. レッスン関連活動が中止となった場合、または当施設営業が中止となり会員割引及び無料特典等が利用できなかった場合でも、月会費の返還はしないものとする。

第24条(代講・振替・日時変更)

次の各号により当施設の営業、もしくはレッスン関連活動の開催が困難な場合、代講・振替となることがある。

1. 前条の事由により、レッスン関連活動が中止となった場合や、レッスン関連活動が途中で中断・中止となり、実際の講習時間が全体の半分に満たないと本アカデミーが判断した場合、振替日を設けるものとし、その決定及び日程調整は本アカデミーに一任するものとする。中断後、続行になった場合も合計の講習時間が全体の半分に満たない場合は、同様の扱いとする。
2. 講師の傷病や都合によりレッスン関連活動が行えない場合は、代理講師による代講をおこなうことがある。代講が不可能な場合は、振替日を設けるものとし、その決定及び日程調整は本アカデミーに一任するものとする。
3. 振替の期限はレッスン及び練習会が中止となった日より2ヶ月後の月末以内とし、期限を過ぎた場合や本アカデミーを退会した場合は無効とする。また、休会中であっても振替期限内であれば、振替レッスン及び練習会を受講できるものとする。
4. 振替レッスンは、本アカデミーが指定した上下クラスへの参加や他クラスと合同になることがある。
5. 練習試合・発表会・スキルチェック(以下、「特別レッスン」という)の振替については、第30条に別途定める。
6. 会員の都合(傷病や感染症等を含む)で欠席された場合の振替は原則できないものとする。ただし、本人の学校行事や全日本選手権及びジャパンカップ等の公式戦、もしくはそれ同等と本アカデミーが認める大会やイベント等を、当該日より1週間前に連絡した場合や、身内の不幸等の事由による場合はその限りではない。期日を過ぎての連絡、無断欠席の場合は振替不可とする。
7. 会員は、当該日のレッスン関連活動の開始前までに連絡をすることで、自己都合の振替をプランに応じた回数分認めるものとする。ただし、事後連絡、無断欠席の場合は振替不可とする。
8. 自己都合の振替資格は、「ライト」年度内1回、「スタンダード」年度内2回、「プレミアム」及び「ダイヤモンド」年度内4回までとし、下位プランに変更した際は、振替回数も変更先のプランに準ずる。再度プランを戻した場合は、振替資格を復活できるものとする。ただし、年度内の振替回数は、最大4回までとする。
9. 当該レッスン関連活動の2日前までに日時変更の旨を連絡した場合、当該月内のそれぞれ空きのあるレッスン若しくは練習会へ日時変更を可能とする。当該レッスン関連活動が月末だった場合は、翌月の最初のレッスン若しくは練習会に日時変更を可能とする。ただし、空き枠がない場合は、日時変更は不可とする。これらの変更先の決定及び日程調整は本アカデミーに一任するものとする。
10. 本アカデミー以外のレッスン等を受講することを理由とした日時変更は不可とし、レッスン欠席時の振替は自己都合枠で行うものとする。
11. 日時変更及び振替日決定後の自己都合によるレッスン及び練習会の日時変更、欠席は、本条第6、7、8項に定める事項に倣う。
12. 理由の如何に関わらず代講・振替・日時変更したレッスン関連活動を受講できなかった場合でも個別指導を行わず、月会費の返還もしないものとする。

第25条(活動期間及び活動日)

本アカデミーの活動期間は、原則として毎年4月～翌年3月末までの1年間とし、別途定めるスケジュールに基づいて活動するものとする。また、大会やイベント及び個人の練習の際も本アカデミー生として活動することができる。

第26条(構成)

1. 本アカデミーでは、「ダート」、「パーク」及び「トリック」の3種類のレッスンを行うものとする。
2. 「ダート」は、ビギナー、ノービス、チャレンジ、ステップアップ、アドバンスの合計5種類。「パーク」は、初心者、初級、中級、上級の4種類で構成する。また、対象者が多いクラスは、LOW、MIDDLE、HIGH等に分割しレッスンを行うことがある。
3. 「ダート」のノービス以上のクラス、「パーク」及び「トリック」レッスンは、セレクション及びキャンプ期間を除き、原則本アカデミー正会員のみで構成する。
4. クラス分け及びクラス進級は、ライディングスキルだけでなく、レッスン関連活動の取り組み方を総合的に判断するものとし、本アカデミーが決定する。また、講師により推薦され、本アカデミーが認めた会員には、一つ上のクラスでレッスンを受講する権利を付与するものとする。
5. 会員にとって適切なクラスでないと本アカデミーが判断した場合、上下クラスへの移動を随時おこなえるものとする。

第27条(選抜)

本アカデミーは、正会員の中から若干名、本アカデミーの選抜チームに推薦する事ができる。推薦された会員は、対象期間内に選抜チームの活動に参加する権利を付与されるものとする。また、選抜チームの中からKOASTALキッズチームに相応しいと判断した会員をメンバーに迎え入れることができるものとする。いずれも推薦の基準は、大会成績やライディングスキルだけでなく、人間性やスター性、SNSの活用状況、また保護者も含め、取り組み方等様々な要素を総合的に判断し、選抜するものとする。

第28条(レッスン)

1. レッソンは各クラス原則6名までとする。ただし、振替やその他事由により人数が増えることがある。
2. 各クラス参加人数が6名に満たない場合、その他クラスと合同でレッスンをおこなう場合がある。その場合の時間変更等の連絡は、事前に会員に通知するものとする。
3. レッソンは、前19条のスポットレッスン生と合同でおこなう場合がある。
4. 気象状況・コースコンディション不良や運営側の都合により、レッスンの内容や使用するエリアを変更し、レッスンを行うことがある

5. 月々のレッスン回数や内容については、本アカデミーが別途定めるものとする。

第29条(練習会)

1. 練習会はセレクション及びキャンプ期間を除き、正会員のみが参加出来るものとする。各練習会の定員は原則12名とし、予約は先着順とする。ただし、振替やその他事由により人数が増えることがある。
2. 練習会は当施設の月間営業日のうち、2~4回開催とし、練習時間は2時間とする。
3. 練習会内で使用する「自己評価シート」は、原則会員本人が記入し、保護者からのアドバイスは極力しないものとする。また、講師からの助言は練習会時間内のみとする。なお、「自己評価シート」の内容をSNS等で他人に開示する行為は禁止とする。

第30条(練習試合・発表会・スキルチェック)

1. 特別レッスンは正会員のみ参加できるものとし、当該月のレッスンと入れ替えて受講することとする。
2. 前23条の事由により特別レッスンの開催が難しい場合は、振替日を設けるものとし、その決定及び日程調整は本アカデミーに一任するものとする。
3. 特別レッスンの頻度・具体的指導方法は、本アカデミーが別途定めるものとする。

第31条(レンタル)

レンタルバイクでのレッスン、練習会及び練習試合の参加は、原則できないものとする。ただし、機材トラブル等やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

第32条(遅刻、離席、早退、欠席)

1. レッスン関連活動に遅刻、欠席する場合は、本アカデミーまでLINE、または電話にて連絡するものとする。また、離席、早退の際は、担当の講師に必ず報告すること。
2. 遅刻、離席、早退、欠席による、レッスン時間の変更、延長、及び振替並びに個別指導はおこなわない。

第33条(保険)

1. 会員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入することとなる。加入手続きは本アカデミーがおこない、保険料負担は本アカデミーが負うものとする。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとする。
2. 本アカデミーに関連する活動中に保険事由が発生した場合は、保険申請は本アカデミーがおこない、保険料支払いまでの詳細な手続きについては、会員と保険代理店の間でおこなうものとする。

第34条(負傷時の対応、応急処置)

1. 本アカデミーに関連する活動中に負傷した場合は、本アカデミーにおいて応急処置を施すが、その後の治療、通院等については保護者が責任を持っておこなうものとし、本アカデミー及び当施設は責任を負わないものとする。
2. レッスン関連活動中の講師は、会員の補助役であり安全を確約する存在ではない。転倒などによる怪我は自己責任とし、本アカデミー及びアカデミー関係者、当施設は責任や賠償を負わないものとする。
3. 保護者は、会員の健康状態が良好であると判断した上で、本アカデミーの活動に参加させるものとする。

第35条(免責)

会員(法定代理人(保護者)含む)は、本アカデミーの活動に関連して起きた盗難及び事故で死亡、傷病、損害を受けた場合や、事故が他人に及んだ場合も、当施設や本アカデミー、講師、第三者に対し損害賠償や責任を追及しないこととする。

第36条(会員及び保護者厳守事項)

1. 本アカデミー内の秩序を守り、規則、講師の指示に従うこと。
2. 当施設や本アカデミーで利用する施設及びその周辺、公共交通機関内において周囲の迷惑になる行動をとらない。
3. 施設や備品等は大切に使用し、万が一破損または汚損した場合は、速やかに本アカデミースタッフまで報告するものとする。また、次のいずれかに該当する行為があった場合、修繕または清掃に必要な費用を実費で支払うものとする。
 - a. 故意に破損及び汚損を加えた場合。
 - b. 本アカデミーのスタッフ及び講師の指示や当施設のルールを守らず、破損及び汚損を加えた場合。
 - c. 故意ではないが、破損及び汚損を繰り返しおこなった場合。
4. 本アカデミーでは、会員自らが自主性をもって行動するような環境を整えるため、保護者による指導や助言等の過度な干渉はしないこととする。ただし、本アカデミーがレッスン関連活動の進行に支障があると判断した場合はその限りではない。
5. 本アカデミー内より得た技術的な内容は、全て本アカデミー会員限定の情報となる。本アカデミーの許可無く、本アカデミー外への口外、SNSなどを含む全てのメディア、媒体等への公開や転記を禁止とする。
6. レッスン関連活動の様子を写真または動画で撮影し、SNS等に公開する場合は、音声を削除することとする。また、撮影した写真、動画、音声の商用利用は一切禁止とする。
7. 本アカデミーの活動に参加するにあたり、当施設の利用ルールに同意したものとする。

第37条（写真及び映像の使用）

本アカデミーの活動風景を撮影した写真及び映像を当方及び本アカデミーのホームページ、その他、SNS等、当方が関係するプロモーションに使用する場合がある。やむを得ない理由がある場合、本アカデミーへ申し出ることとする。

第38条（個人情報の取り扱い）

1. 入会時に取得した会員の個人情報は、本アカデミーの運営上必要な情報及び、当方のサービス・商品等の案内に利用するものとする。また、本アカデミーの卒業もしくは退会後も、当方のサービス・商品等の案内に利用することがある。
2. 取得した個人情報は、会員の承諾なく第三者への提供はしない。ただし以下の場合については本規定の限りではない。
 - a. 法令に基づく場合
 - b. 生命、身体、財産の保護のために必要がある場合
 - c. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - d. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第39条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本アカデミーが別に定めるものとする。

第三章 附則

第40条（本規約の更新、変更について）

本アカデミーは、会員に事前承諾を得ることなく上記内容を改定することができ、会員は予めこれに同意するものとする。本内容を改定した場合は、ホームページ告知などの方法により周知するものとし、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとする。

第41条（発効）

本規約は2023年4月1日より発効するものとする。

第42条（改訂）

本規約は2025年3月1日に一部改訂され、2025年4月1日より発効するものとする。
本規約は2024年3月1日に一部改訂され、2024年4月1日より発効するものとする。